

警備業務委託仕様書

1 委託業務名称

会津保健福祉事務所庁舎機械警備業務委託

2 業務場所

会津若松市城東町5-12 福島県会津保健福祉事務所

3 委託期間

令和8年3月1日～令和13年2月28日(5年間)

4 業務目的

会津保健福祉事務所内における警備対象物件に関する火災、盗難及び不法行為を防止し、庁舎等の建物その他の財産を保護し、かつ安全を確保するために、関係法規及び以下に定める事項により警備業務を行う。

5 業務内容

- (1) 警備対象物件の機械警備に関する業務
- (2) 上記(1)の機械警備のために設置した各種機器の保守管理に関する業務
- (3) 警備業務実施後の記録及び報告に関する業務
- (4) その他必要と認められる業務

6 警備対象物件

別紙図面による

7 警備業務の実施

- (1) 警備業務(以下、「当該業務」という。)は、別紙③に定める「警備業務細目」(以下、「細目」という。)により行うこと。
- (2) 上記細目のほか、上記5の業務内容に定めがなくとも、当該業務上必要な業務については誠意を持って行うこと。
- (3) 受託者(以下、「乙」という。)は、業務中に異常を発見した場合、直ちに適切な処理を行い、また、状況に応じ処理前、処理途中あるいは処理後に発注者(以下、「甲」という。)にその状況を報告すること。
- (4) 当該業務に要する光熱水費は甲の負担とし、通信料金(警報機器の信号送出にかかる通信料金を含む。)及び当該業務において使用する消耗品等は乙の負担とする。
- (5) 乙は、警備業法第4条で規定する認定を受ける(福島県以外に主たる営業所を置く警備業者にあっては、同法第5条で規定する届出を行うことを含む。)ほかに、同法第40条で規定する届出を行っていること。
- (6) 乙は、機械警備において、受託業者内の装置等で警備対象物件に異常事態が発生したことを感知してから25分以内に、その警備対象物件に対し警備員を常に派遣できる体制をとっていること。
- (7) 乙の業務従事者は、異常事態の確認、機械警備機器の保守点検その他の理由により警備対象物件において業務を行う場合、作業員証を携行すること。

8 業務内容の報告

- (1) 業務内容の報告方法は、原則として書面によるものとする。ただし、速やかに報告する必要がある場合は、その都度電話若しくは口頭で行うとともに、後日書面でも行うものとする。
- (2) 乙は、業務報告書(報告書の名称は問わない。)を適宜甲に作成提出し、甲の承諾を受け、また、必要な期間保存すること。
- (3) 主な報告の内容及び報告期限は下記のとおりとする。

ア 異常事態や障害が生じた場合の確認記録や処理結果……	速やかに
イ 業務遂行状況(月ごと)	翌月15日まで
ウ その他必要に応じて行った点検等の結果.....	翌月15日まで

9 業務従事者

- (1) 当該業務を遂行するため、乙は業務従事者及び従業員を雇用するにあたっては、その全員につき身上調査を行うものとする。
- (2) 業務従事者は、設備の点検等上記5の業務において、必要な教育訓練を終了した技術優秀な者とする。
- (3) 甲は、業務従事者として不適当と認めた者については、乙と協議の上、交代させることができる。
- (4) 甲が必要あると認めた場合は、乙は、前回の受託業者からの業務引継及び次回の受託業者への業務引継を行うこと。これらの業務に要する費用はすべて乙の負担とする。また、これらの引継業務を実施する時期は、甲の判断による。

10 乙の義務

- (1) 乙及び業務従事者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (2) 乙は、当該業務のために甲より委託された戸舎鍵を、乙の責任のもとに保管しなければならない。

11 相互協力

乙は、当該業務に必要あるものについて、相互に協力し適切な業務を行うものとする。

警備業務細目

1 業務内容

(1) 機械警備機器の設置及び撤去

- ① 乙は、機械警備業務を行うに当たり機械警備機器を新設する必要がある場合は、事前に甲の承諾を受けること。また、甲と事前に調整した上で、甲の監督のもとに実施すること。
- ② 乙は、①を実施するに当たり、仕様書本文3にある委託期間中、機械警備業務を実施できない期間がある場合は、それに代わる人的警備業務等を実施すること。その際、乙は、甲にその実施計画書を提出し、その承諾を受けること。
- ③ 乙は、契約期間の終了、契約の解除又は契約の変更等により、乙所有の機械警備機器すべてを撤去する必要がある場合は、契約期間の終了にあっては仕様書本文3の委託期間終了時に、契約の解除又は契約の変更等にあっては甲の指定する期日までに撤去すること。その際、事前に甲の承諾を受け、また、甲と事前に調整した上で、甲の監督のもとに実施すること。
- ④ 乙は、次回の受託業者が機械警備機器を新設するに当たり、その連絡調整を求めた場合は、それに真摯に応じること。また、その受託業者の機械警備機器の迅速かつ円滑な設置について、乙は、全面的に協力すること。

(2) 火災、盗難及びその他の異常事態の感知警備対象物件で発生した異常事態を受託業者へ自動的に通報すること。

(3) 異常事態を受信したときは、遅滞なく緊急要員を急行させ、異常事態の内容を確認するものとする。その結果、必要に応じて警察や消防署等関係先へ通報し、緊急出動を要請するとともに事態の拡大防止のため必要な処置をとるものとする。また、甲の責任者または甲があらかじめ定めた緊急連絡者へ連絡し、一緒に確認及び点検等を行うものとする。

(4) 警備実施事項の報告

- ① 乙は、機械警備実施状況を月ごとにまとめ、翌月の15日までに書面にて甲に報告する。
- ② 乙は、警備対象物件において異常事態が発生した際の状況や処理の経過及び結果については、その都度速やかに電話若しくは口頭で甲に報告するとともに、後日書面でも甲に報告する。
- ③ 乙は、(5)によって行われた保守点検の結果を翌月の15日までに書面にて甲に報告する。

(5) 警備対象物件に設置された機械警備機器や警報受信装置の点検、調整及び修理等

- ① 乙が設置している機械警備機器等の機能について、乙は年1回以上の保守点検を行い、正常作動を確認するとともに、機器の故障等により作動に異常が生じたときは、遅滞なく警備上の安全処置を講じること。
- ② 乙は、機械警備業務を行うに当たり、以下の費用を負担する。
 - ア 乙所有の機械警備機器等を新設する場合は、その費用。
 - イ 乙所有の機械警備機器等の交換及び修繕に使用するその他消耗品等の費用。
 - ウ 仕様書本文3の委託期間中、(1)①の新設作業を行っている期間があり、そのため機械警備業務を実施できない場合は、それに代わる人的警備業務等を実施する費用。
 - エ 乙所有の機械警備機器すべてを仕様書本文3の委託期間終了、契約の解除又は契約の変更等の際ににおける撤去費用及び必要に応じて行う設置箇所の修繕費用。

2 警備基準時間

毎日 17:15 ~ 翌日 8:30
甲の休日は終日とする(8:30 ~ 翌日8:30)

3 警備実施時間

上記2の警備基準時間内において、警備対象物件が無人の状態となり、甲からの警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、甲からの警報装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。

4 機械警備機器の種類及び配置

機械警備機器の種類及び配置については、別紙④を基準とする。

5 指揮系統

- (1) 業務従事者の指揮権は、乙が掌握する。
- (2) 具体的な任務の遂行にあたっては、乙は甲の要請に基づき対応するものとする。

6 権限

甲は、任務遂行上必要と認められる権限を乙に付与するものとする。

7 警備開始時における取扱い

(1) 甲における取扱い

- ① 甲の最終退庁者(以下、「最終退庁者」という。)は、防火、防犯その他の事故防止上必要な処置をなし、警報器本体を操作することで各警報機器の正常な状態を確認する。甲は、警報機器のセットまたは解除が出来ない場合は、乙に連絡するものとする。
- ② 最終退庁者は、警備対象物件内のすべての出入口を施錠し、警備盤の電源及び回路を確認し、警戒開始の状態に操作する。
- ③ 甲は停電、通信回線の変更・不通、警察・消防署からの通知その他乙の業務提供に関係あると認められる事項を、その都度乙に通知するものとする。
- ④ 甲は、その管理下にある者による警報機器の操作について管理し、その操作過誤については、すべて甲の責任で処理すること。

(2) 乙における取扱い

最終退庁者の操作により自動的に表示される警戒開始の信号を確認し、警備を開始する。

8 警備終了時における取扱い

(1) 甲における取扱い

甲の最初に登庁する者(以下、「登庁者」という。)は、登庁後に必ず庁舎出入口に設置した警備機を警戒解除の状態に操作する。

(2) 乙における取扱い

登庁者の操作器の操作により自動的に表示される警戒解除の信号を確認し、警備を終了する。

9 警備実施時間中における甲の臨時登庁

原則として、登庁してはならない。ただし、真にやむを得ない事情がある場合にのみ、次により行うこと。

- (1) 甲の臨時登庁者は、必ず受託業者に「これより警戒解除する」旨を連絡の上、操作器を確実に警戒解除の状態に操作する。以後、防火、防犯その他の事故防止について甲の責任において処理するものとする。
- (2) 甲の臨時登庁者が退庁するにあたっては、受託業者に電話連絡した上で、最終退庁者と同様の操作等をする。

10 緊急連絡者の指定

- (1) 甲は、あらかじめ緊急連絡者を指定し、その連絡者を乙に通知する。
- (2) 上記(1)の緊急連絡者に変更がある場合、甲は、その都度遅滞なく、変更したその連絡者を乙に通知する。

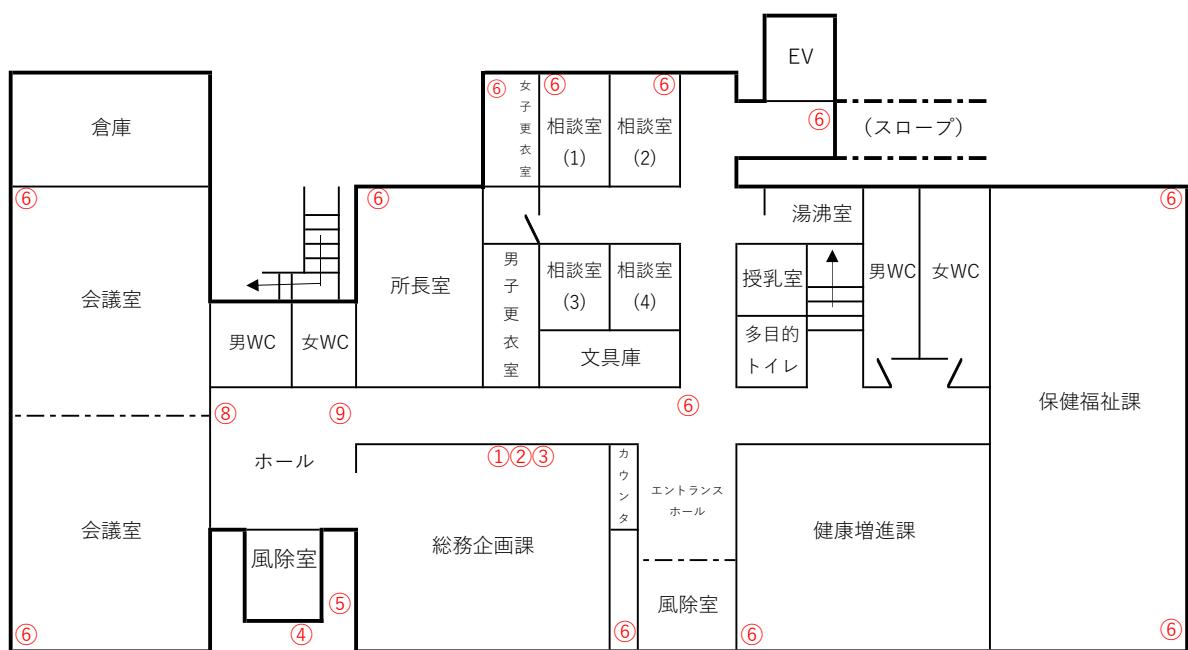
別紙④ 機械警備機器の種類及び配置

設置箇所		設 置 機 器								
		①制御装置	②電源装置	③高速通信 (MIMO) アンテナ	④非接触カーボリーダー	⑤非常点滅ライト (SCI通信専用)	⑥空間センサー (立体型)	⑦空間センサー (面型)	⑧画像センサー	⑨外部スピーカー (屋内用)
本館 1 階	総務企画課	○	○	○			○			
	保健福祉課						○ 2			
	健康増進課						○			
	所長室						○			
	正面玄関									
	会議室						○ 2			
	相談室(1)						○			
	相談室(2)						○			
	エレベータホール						○			
	更衣室						○			
	西側入口				○	○				
	西側入口ホール							○	○	
	廊下						○			
本館 2 階	生活保護課						○			
	生活衛生部						○ 2			
	相談室(5)						○			
	相談室(7)						○			
	エレベータホール						○			
	廊下							○		
別館 1 階	正面玄関				○				○	○
	事務室						○			
	検査室(1)						○ 2			
	検査室(2)						○			
	検査室(3)						○			
	滅菌室						○			
	備品庫						○			
	更衣室						○			
別館 2 階	相談室						○			
	会議室						○			
	書庫						○			
	廊下							○		
別館 3 階	廊下							○		
計		1	1	1	2	1	29	3	2	2
ICカード	入退館用						30			

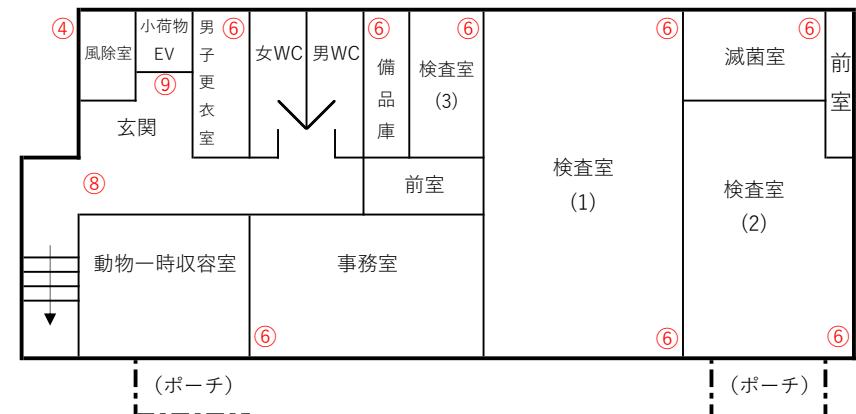
○この他、仕様書の機械警備を実施するために必要な機器等一式も配置すること。

【会津保健福祉事務所 平面図】

(本館 1 階)

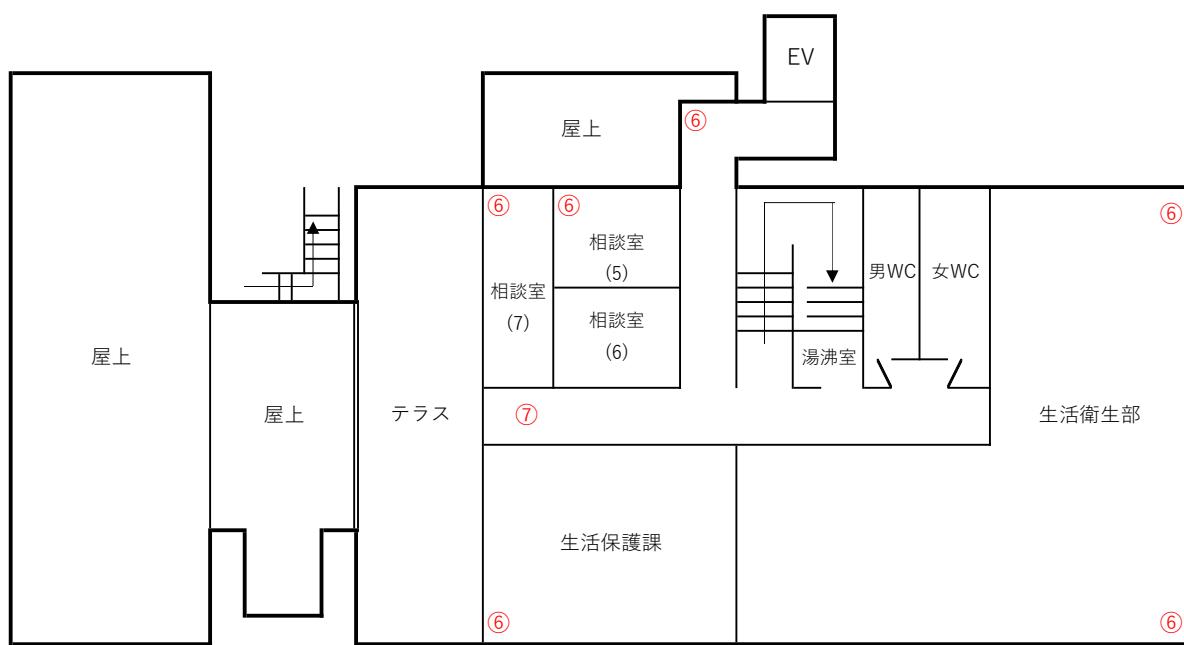


(別館 1 階)

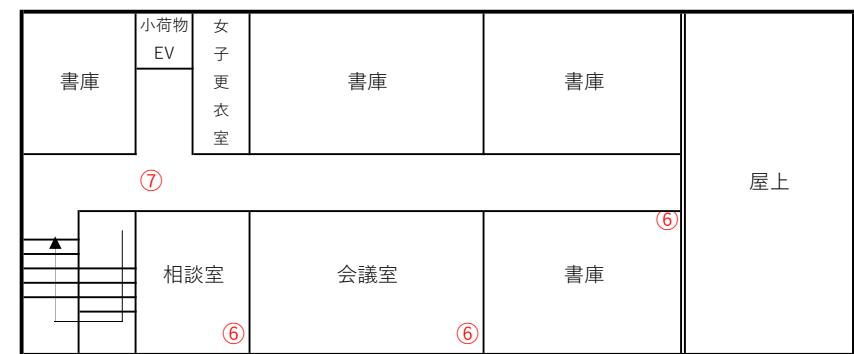


①制御装置
②電源装置
③高速通信アンテナ
④非接触カードリーダー
⑤非常点滅ライト
⑥空間センサー（立体型）
⑦空間センサー（面型）
⑧画像センター
⑨外部スピーカー

(本館 2 階)



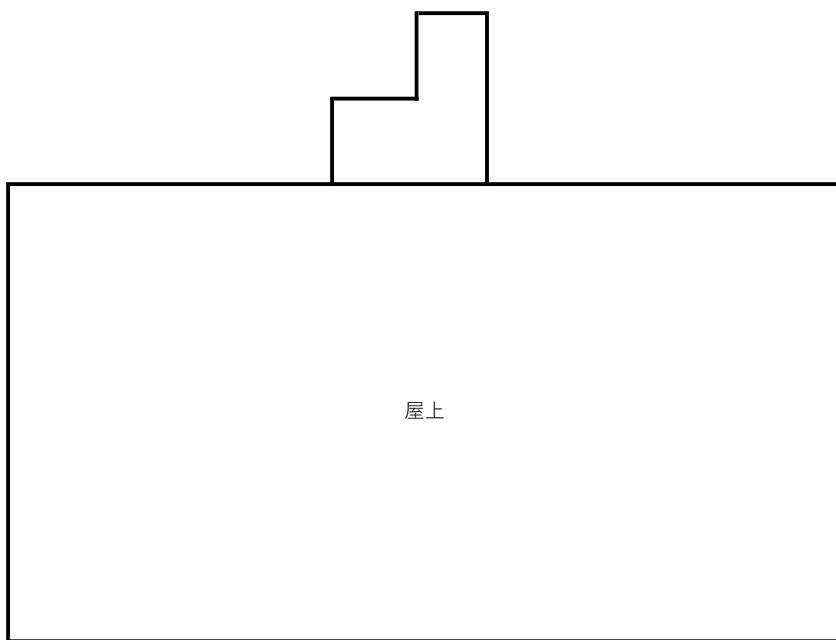
(別館 2 階)



⑥空間センサー（立体型）

⑦空間センサー（面型）

(本館 3 階)



(別館 3 階)



⑦空間センサー (面型)